

第3期苓北町子ども・子育て支援事業計画

(素案)

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

熊本県 苓北町

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の性格と位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画策定の体制.....	5
第2章 苓北町の子どもと家庭を取り巻く状況.....	6
1. データから見える子どもと家庭を取り巻く状況.....	6
2. アンケート調査結果から見える子どもと家庭を取り巻く状況.....	17
3. 第2期苓北町子ども・子育て支援事業計画の実績.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1. 計画の基本理念.....	25
2. 計画の基本目標.....	26
第4章 教育・保育給付及び地域子ども子育て支援事業の提供体制.....	27
1. 教育・保育提供区域の設定.....	27
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	28
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	32
4. 「放課後児童対策パッケージ」に基づく市町村行動計画.....	42
5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進 に関する体制の確保の内容.....	43
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	44
7. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保.....	44
8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携...	45
9. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策 との連携.....	47
10. 子ども・子育て支援施設整備の推進について.....	47
第5章 計画の推進体制.....	48
1. 町民及び関係団体等との連携等.....	48
2. 計画の進捗状況の管理・評価.....	48

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

全国的に少子化が進む中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、子どもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような子育てに関する社会的背景のもと、わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、様々な取組を展開してきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

苓北町では、平成27年に「苓北町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年に「第2期苓北町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前の教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、ひきこもりや若年無業者（ニート）といった若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題が深刻化・長期化しています。

このような状況の中で、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

本町においては、今後も計画的に施策を推進するため、今般、「第3期苓北町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや家庭を取り巻く様々な課題などに対応しつつ、各計画と連携しながら、引き続き、きめ細かい・切れ目のない子ども・子育て支援の充実を図るとともに、子ども・子育て世帯の最善の利益を図っていきます。

■近年の子ども施策に関する国の動向

年月	法令等の動き	内容
令和4(2022)年 【令和6(2024)年 4月1日施行】	児童福祉法の改正	○こども家庭センターの設置(児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関) ○訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設 等
令和5(2023)年 4月1日	こども家庭庁の創設	こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設
令和5(2023)年 4月1日	「こども基本法」の施行	市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられる(第10条)
令和5(2023)年 6月2日	こどもの自殺対策緊急強化プランのとりまとめ	「リスクの早期発見」、「適切な対応」、「要因分析」により、「こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現」を目指す
令和5(2023)年 12月22日	こども大綱 閣議決定	「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現
	こども 未来戦略の策定	～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～ 3つの基本理念 (1)若い世代の所得を増やす (2)社会全体の構造・意識を変える (3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン) 閣議決定	目的:全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上にとって最重要
	こどもの居場所づくりに関する指針の策定	4つの基本的な視点 【ふやす】～多様なこどもの居場所がつくられる～ 【つなぐ】～こどもが居場所につながる～ 【みがく】～こどもにとって、より良い居場所となる～ 【ふりかえる】～こどもの居場所づくりを検証する～
令和6(2024)年 5月	自治体こども計画策定のためのガイドライン	先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体において、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考にさせていただくことを目的に作成
令和6(2024)年 6月5日	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が可決・成立	「児童手当」の拡充 「出産・子育て応援交付金」の恒久化 「育児休業給付」の拡充 「こども誰でも通園制度」の運用開始 等 財源の一部「子ども・子育て支援金」
令和6(2024)年 6月26日	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	法律の題名の変更(「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に変更) 「将来のこどもの貧困を防ぐこと」が新設 等

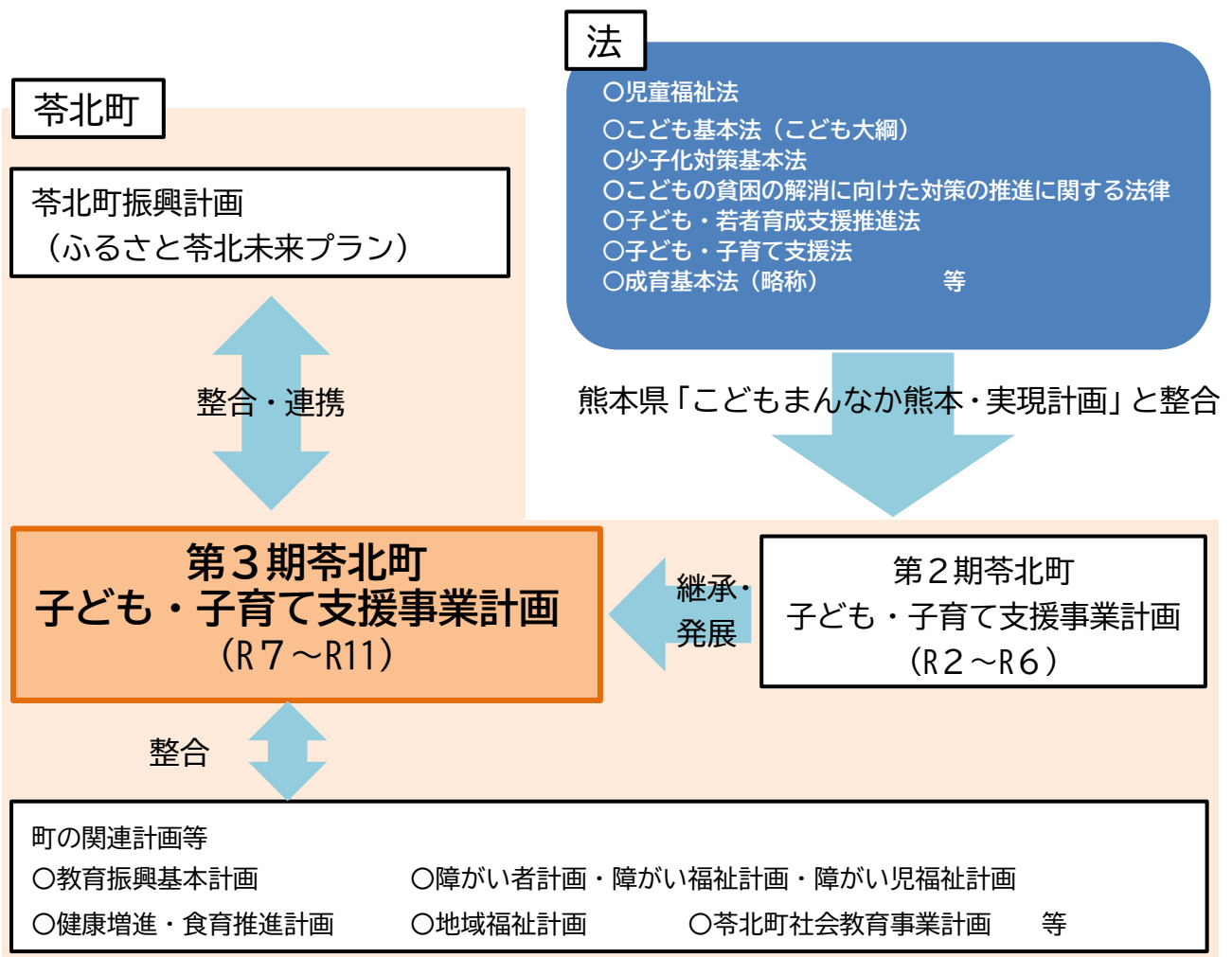
2. 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

(2) 苓北町の計画体系における位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの基本となる苓北町振興計画(ふるさと苓北未来プラン)の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけるとともに、「教育振興基本計画」「障がい児福祉計画」「健康増進・食育推進計画」などの諸計画との整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。また、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から、令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
苓北町振興計画 （ふるさと苓北未来プラン）	 第7次									
苓北町子ども・子育て 支援事業計画	 第2期					 第3期				

4. 計画策定の体制

本計画策定に向けた主な取組は、以下の通りとなっております。

(1) 苓北町子ども・子育て会議の開催

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあたっては、「市町村子ども・子育て会議」を設置することができるとされています。

本計画の策定においては、「苓北町子ども・子育て会議」が同法で定める「市町村子ども・子育て会議」の役割を担うものとして位置づけました。

開催日	協議内容
令和6年12月23日 令和7年2月26日 令和7年3月24日	・ 諮問、計画策定に向けての説明 ・ 計画素案について ・ 保育の量の見込みと確保方策について（最終決定）、答申

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の子育て支援に関する生活実態やニーズ等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・小学生児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

調査対象	町内に在住する0歳～5歳、小学校1年生から6年生のお子さんをお持ちの世帯の保護者等		
調査内容	子育て支援の現状及びニーズの把握		
調査方法	LOGOフォームを利用したインターネット回答		
調査期間	令和7年1月		
回答結果	未就学児	配布数：112	回答数：73（有効回答率：65.2%）
	小学生	配布数：198	回答数：125（有効回答率：63.1%）

第2章 苓北町の子どもと家庭を取り巻く状況

1. データから見える子どもと家庭を取り巻く状況

(1) 人口の動向

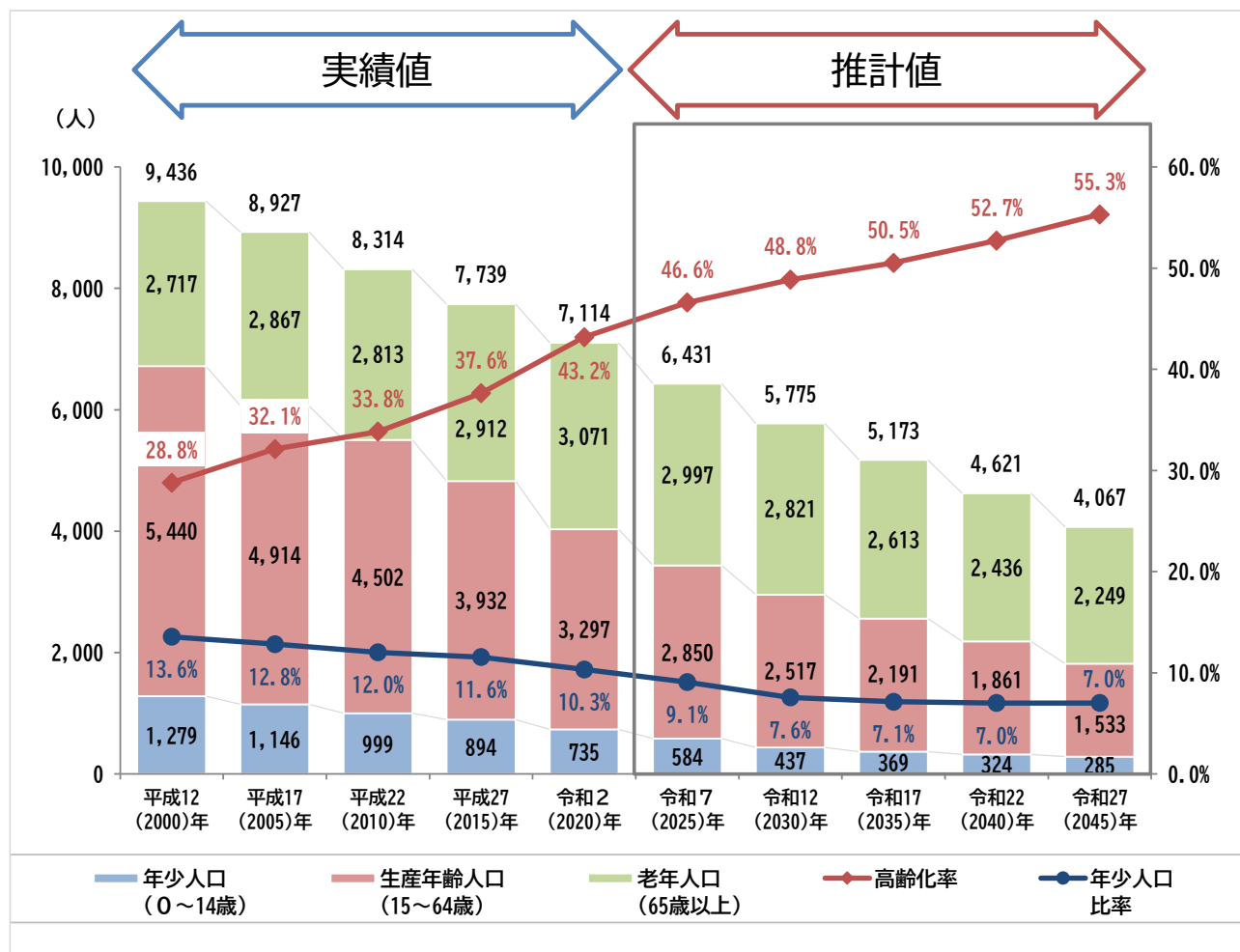
① 人口の推移と将来人口推計

国勢調査によると本町の総人口は、平成27年の7,739人から令和2年の7,114人と625人の減少となっており、今後も年々減少していくことが見込まれます。

また、年齢3区分別人口をみると、年少人口・生産年齢人口は減少している一方、高齢者人口は増加しています。今後も年少人口及び生産年齢人口は減少し続けるのに対し、高齢者は増加が続く見込みとなっており、さらなる少子高齢化の進行が予測されます。

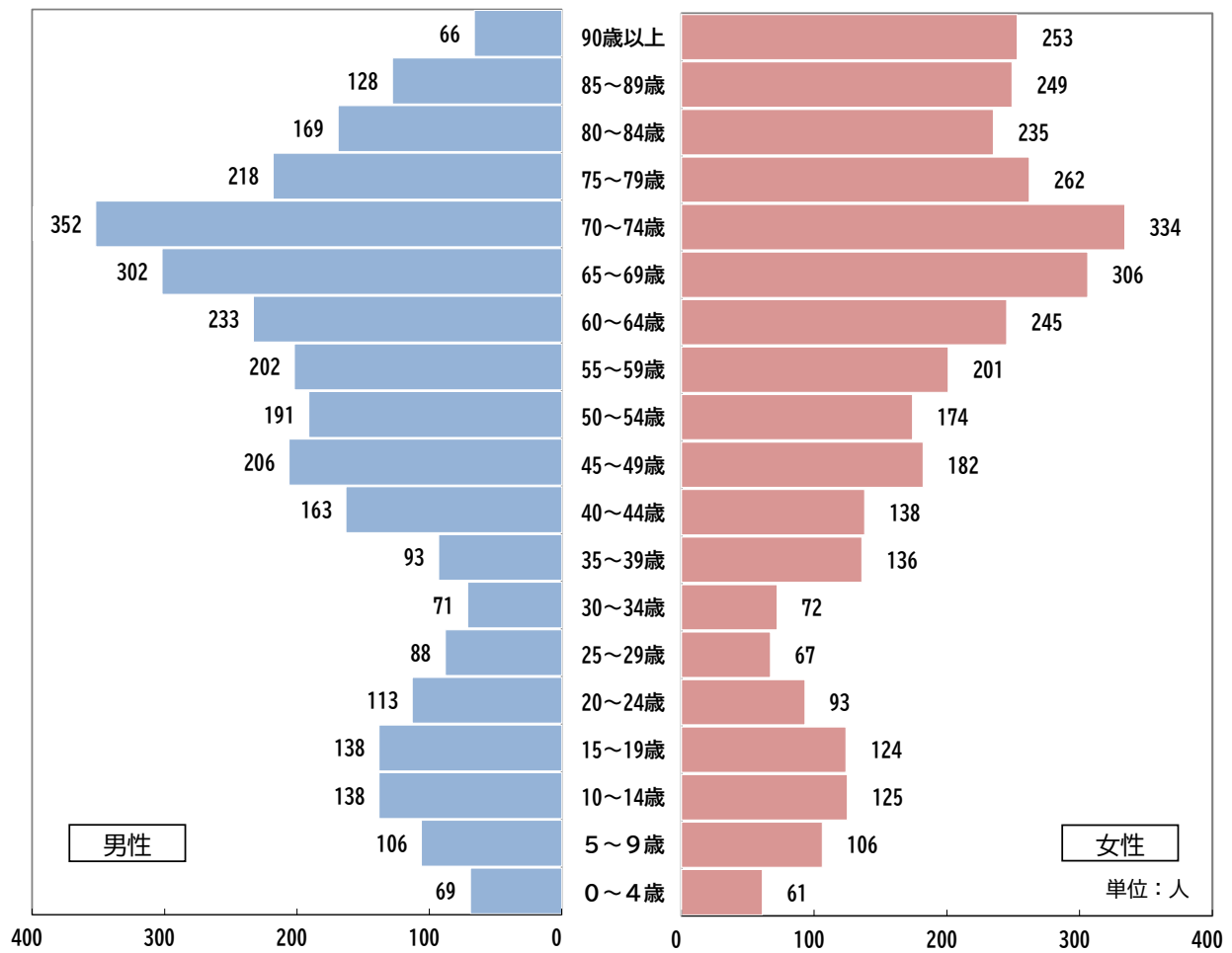
令和6年の人口ピラミッドをみると、0～4歳を除き、男性は30歳～34歳、女性は25～29歳の人口が少ないことが目立ちます。

■人口の推移と将来人口推計



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）、社人研（令和7年～令和27年）

■人口ピラミッド

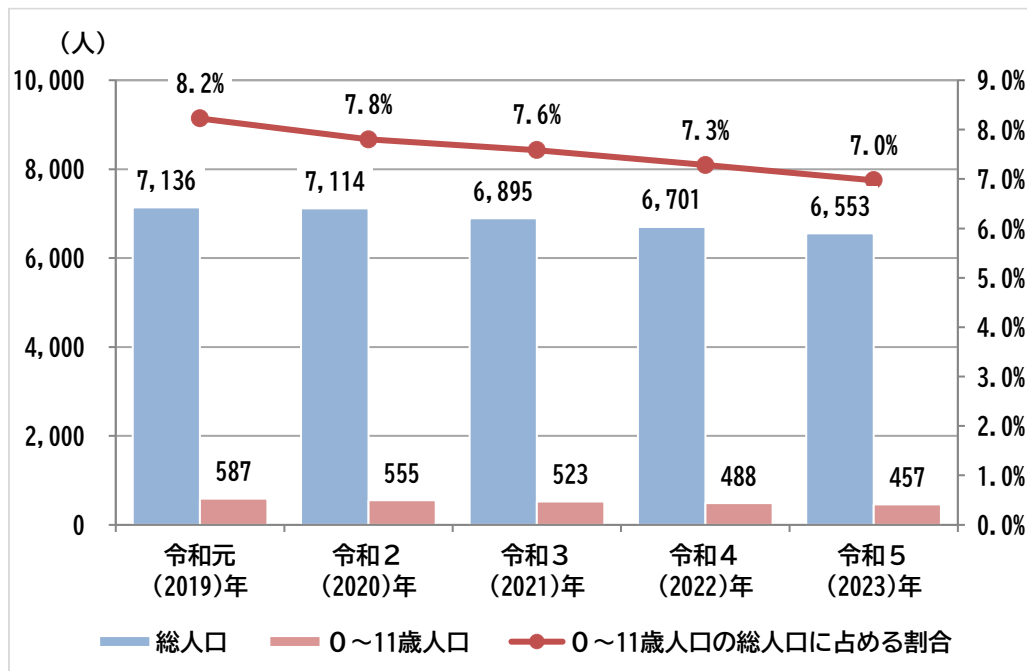


出典：令和6年1月1日 住民基本台帳

② 子どもの人口の推移

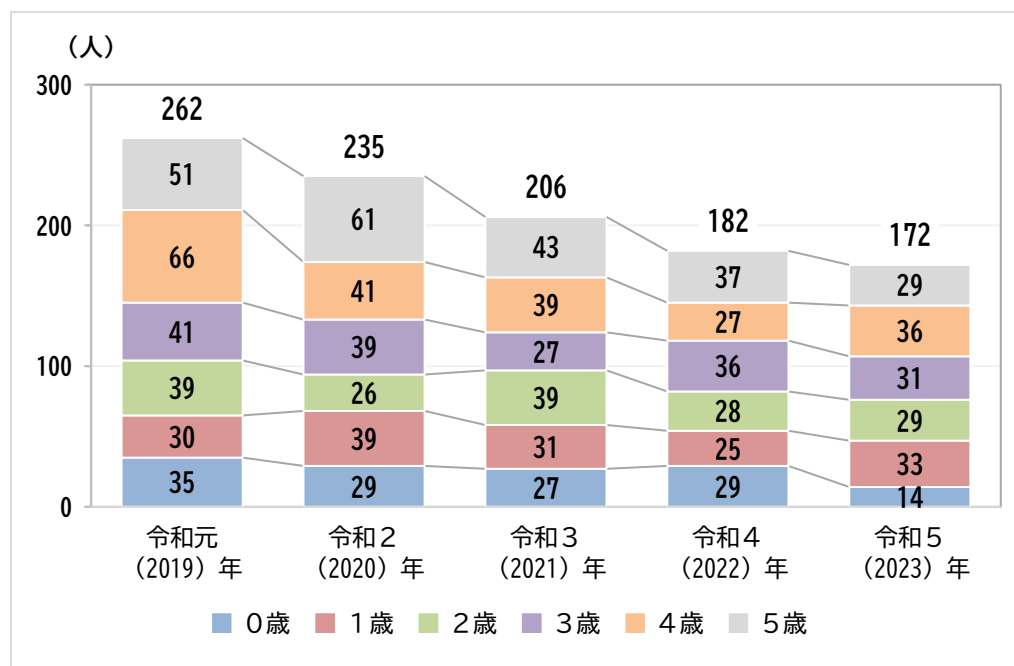
■ 総人口に占める子どもの人口の推移

総人口及び0-11歳人口はともに減少傾向にあり、総人口に占める0-11歳の人口の割合も同じ傾向となっており、7%台に推移しています。



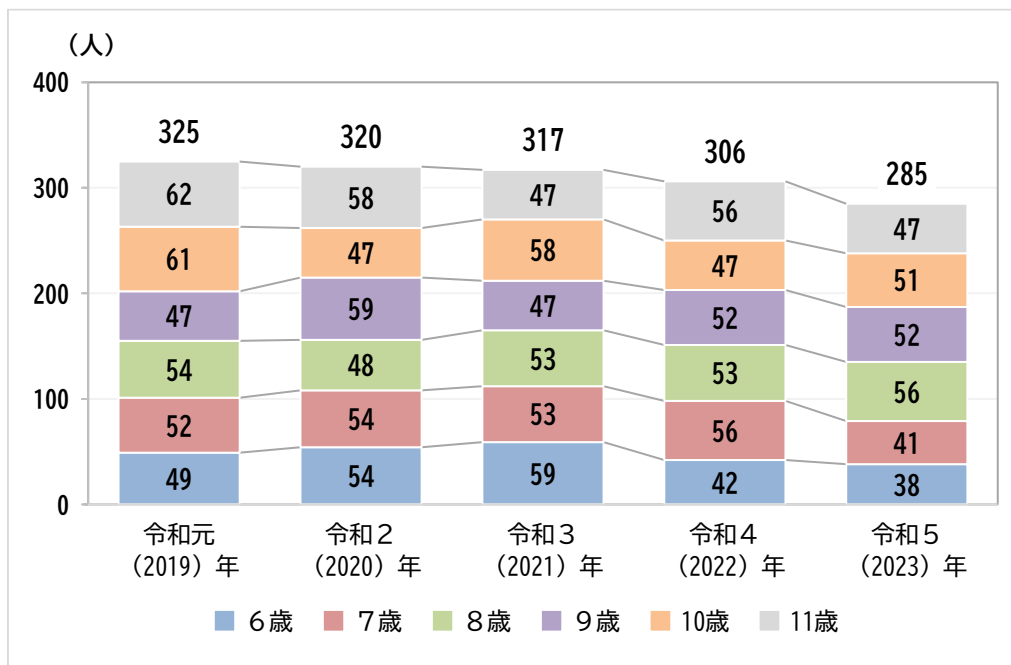
■ 0-5歳年齢階級別人口の推移

0-5歳人口の推移をみると、令和元年度で262人でしたが令和5年度では172人と90人の減少がみられました。特に、0歳、4～5歳の年齢階級において令和元年度から令和5年度で半数近く減少しており、他の年齢階級に比べ減少の幅が大きくなっています。



■ 6-11歳年齢階級別人口の推移

6-11歳人口推移をみると、令和元年度で325人でしたが令和5年度では285人と40人の減少がみられました。他の年齢階級の推移ではあまり大きな増減はみられないものの、11歳の年齢階級では令和元年度から令和5年度では15人減少しており、他の年齢階級に比べ減少の幅が大きくなっています。



(2) 人口の推計

① 推計児童人口

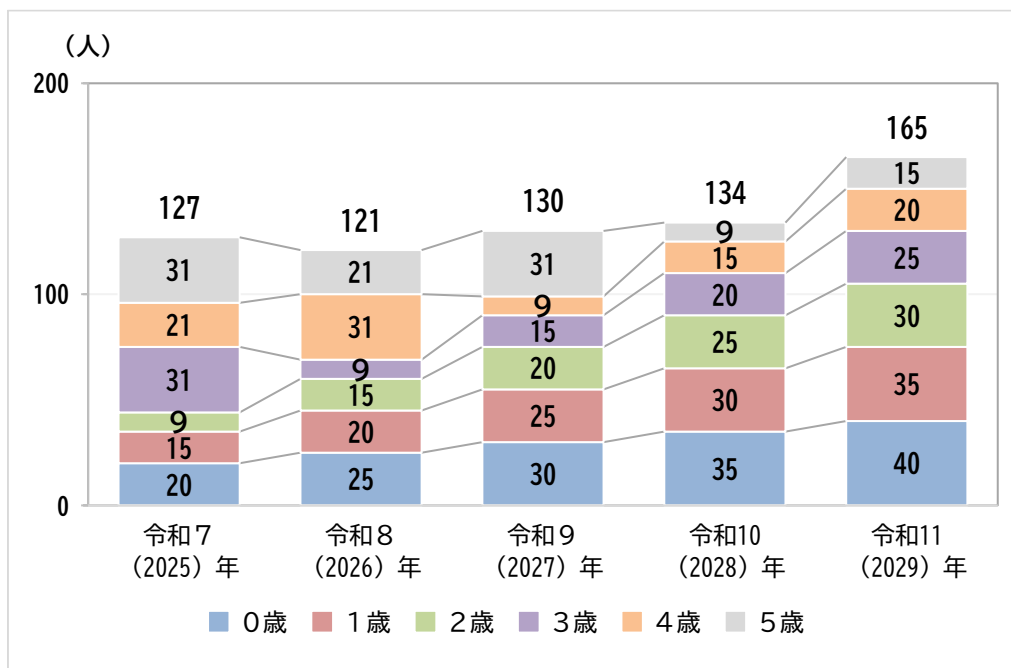
苓北町の11歳以下の人口は今後も減少傾向であり、令和11年度には323人になると推計されます。

(単位：人)

	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	15	20	25	30	35	40
1歳	9	15	20	25	30	35
2歳	31	9	15	20	25	30
3歳	21	31	9	15	20	25
4歳	31	21	31	9	15	20
5歳	26	31	21	31	9	15
小計	133	127	121	130	134	165
6歳	40	26	31	21	31	9
7歳	27	40	26	31	21	31
8歳	43	27	40	26	31	21
9歳	46	43	27	40	26	31
10歳	55	46	43	27	40	26
11歳	54	55	46	43	27	40
小計	265	237	213	188	176	158
合計	398	364	334	318	310	323

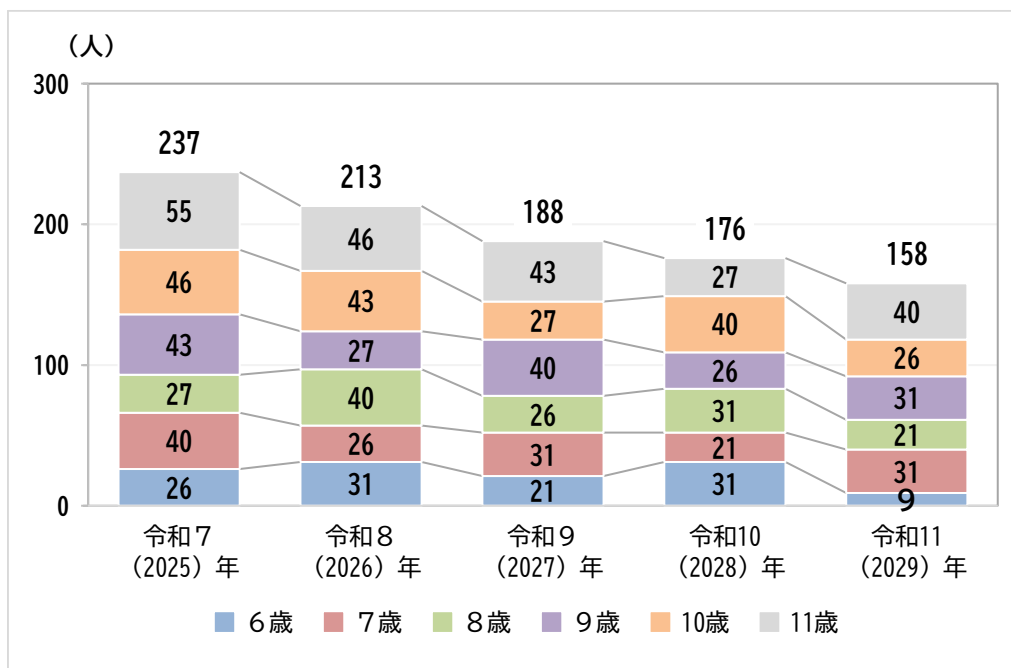
■ 0-5歳人口の推計

0-5歳人口の推計をみると、令和7年度で127人となり、計画最終年度にあたる令和11年度では、令和2年度から38人増加して165人になることが見込まれます。



■ 6-11歳人口の推計

6-11歳人口推計をみると、令和7年度で237人となり、計画最終年度にあたる令和11年度では令和7年度から79人減少して158人になることが見込まれます。

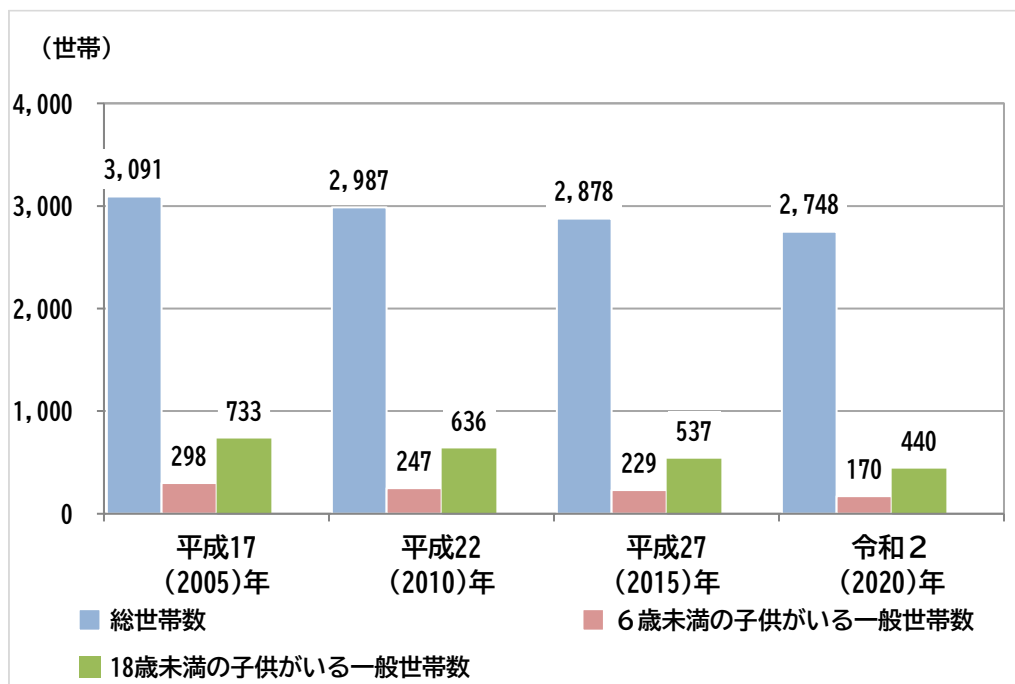


(3) 世帯

① 子どものいる世帯の推移

子どものいる世帯の推移をみると、総世帯数は減少傾向にあり、6歳未満の子どものいる世帯及び18歳未満の子どものいる世帯もともに減少傾向にあります。

■子どものいる世帯の推移

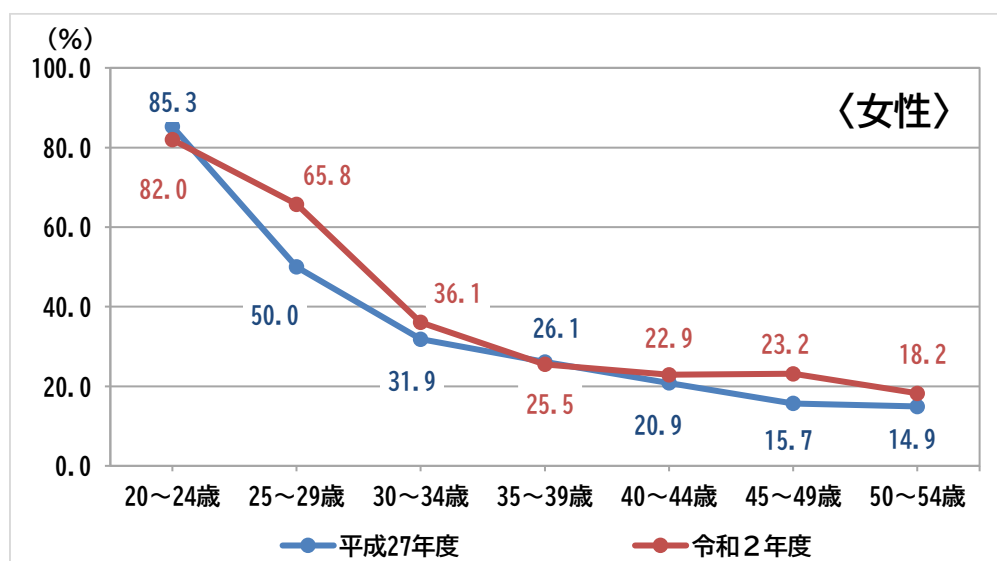
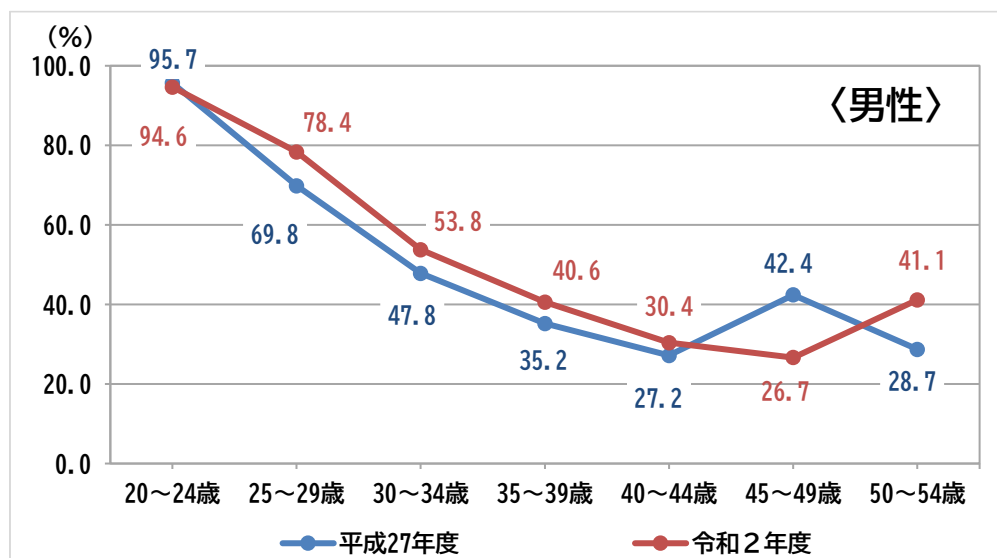


出典：国勢調査

(4) 結婚・出産等

① 未婚率の推移

男女の未婚率の推移について国勢調査の平成27年度と令和2年度を比較すると、男女共に20～24歳の未婚率は減少していますが、それ以降の年代に関しては全体的に増加しています。



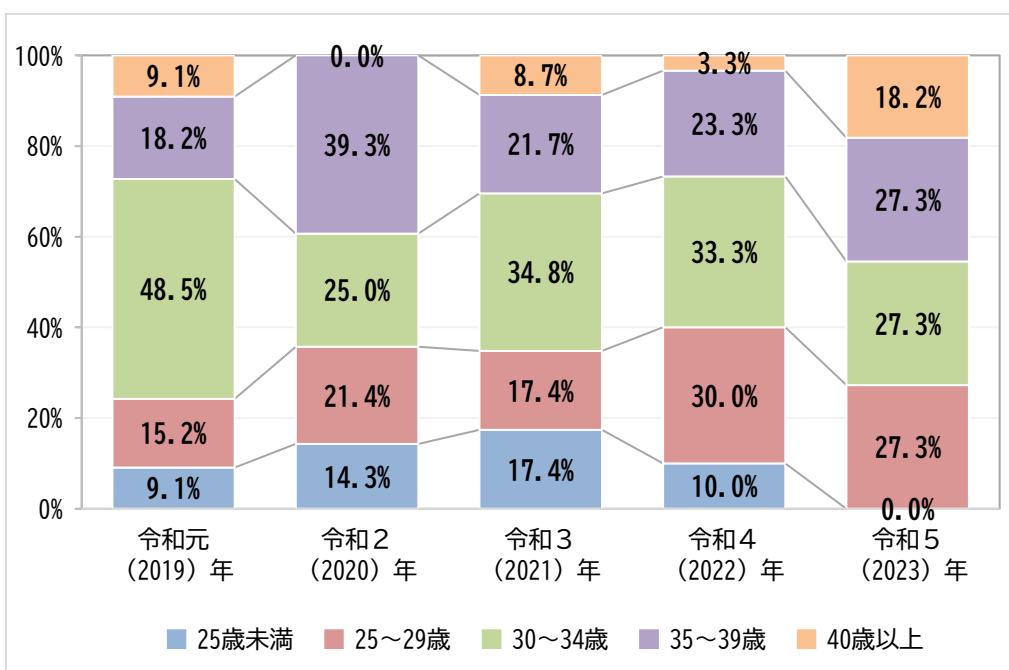
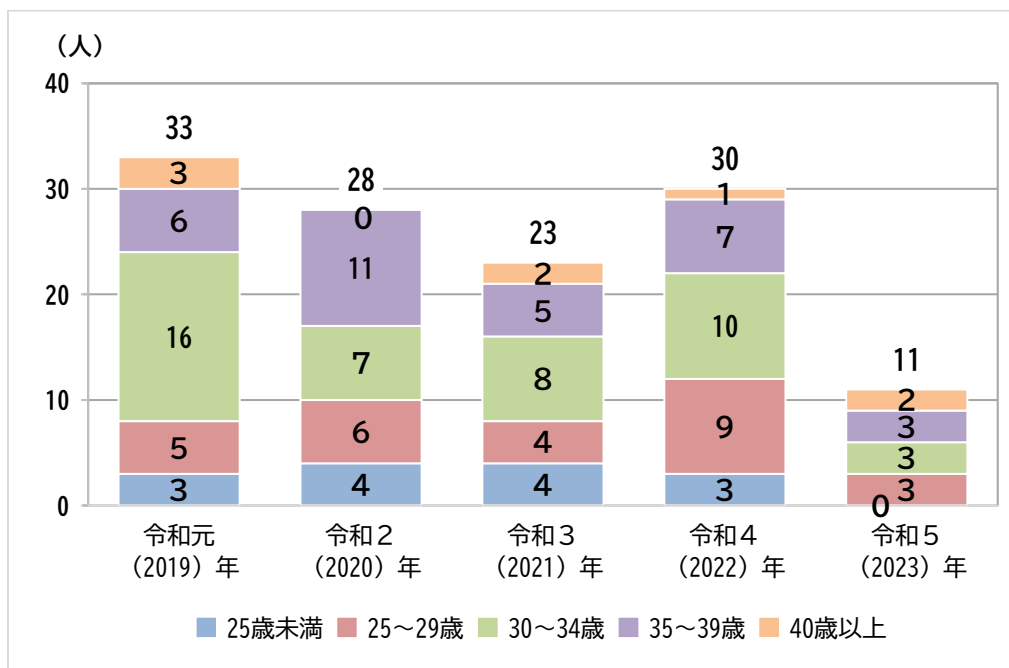
資料：国勢調査

② 出生の状況

出生数は、令和元年の33人から30人前後で推移してましたが、令和5年では11人となり大きく減少しています。

出生数と母親年齢の令和元年から令和5年の推移をみると、25歳未満の出生割合は令和元年に比べ減少し令和5年には0.0%となっていますが、25～29歳の出生割合は、令和元年に比べ増加しています。また、35歳以降の年代では出生割合が令和元年に比べ増加しています。

■出生数と母親年齢

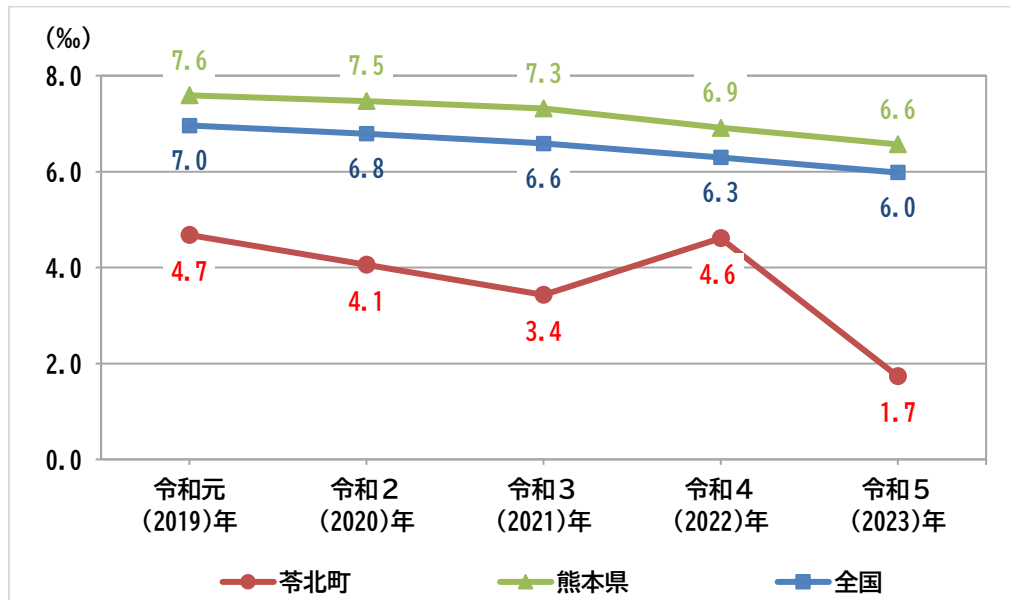


出典：出生数（熊本県人口動態調査）

③ 出生率の推移

本町の令和元年度から令和5年度の出生率は、令和4年度に4.6%といったん上昇しますが、令和5年度には1.7%と減少幅が大きくなっています。また、全国、県と比較しても低くなっています。

■出生率



出典：人口動態調査

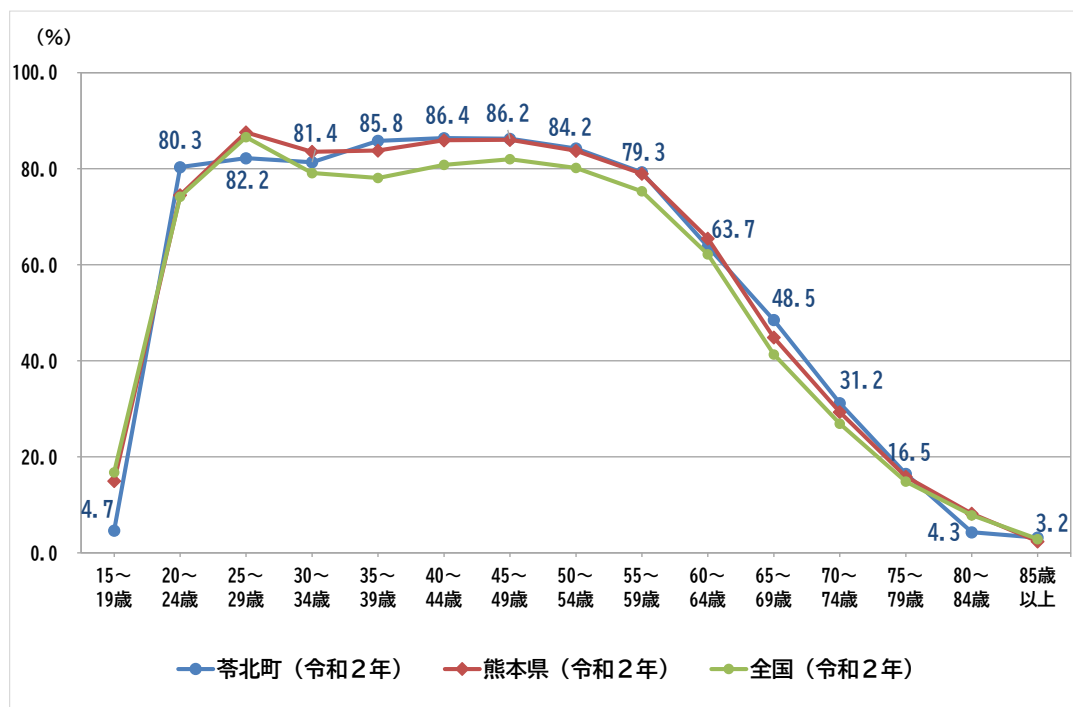
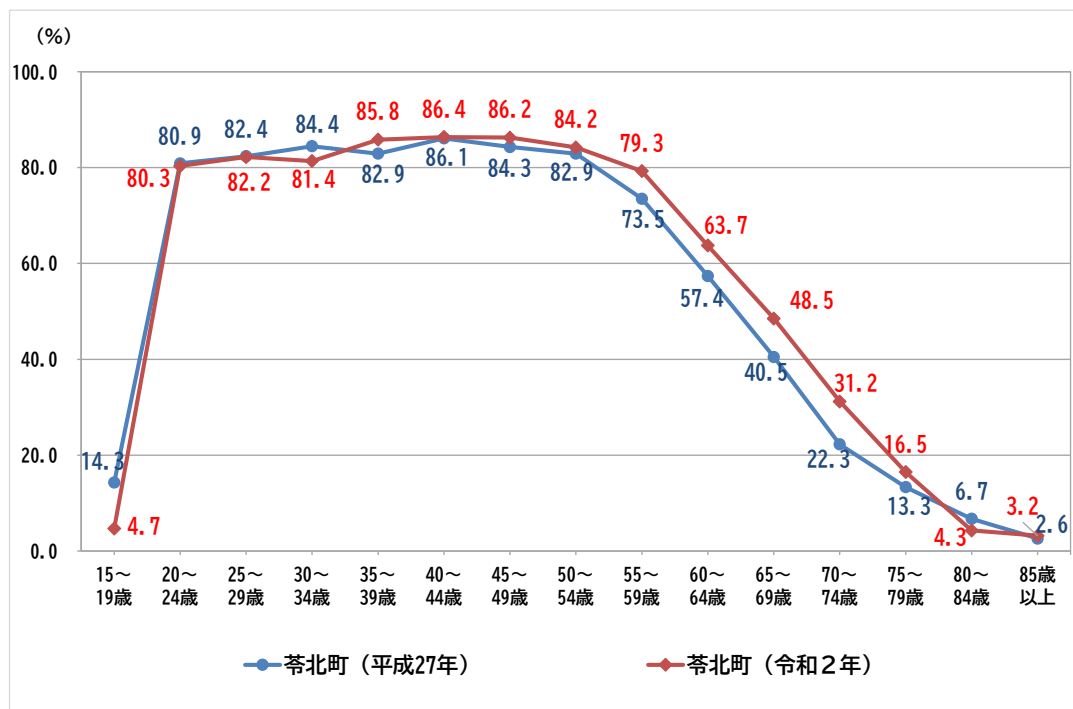
(5) 就労状況

① 女性の就労の状況

本町における令和2年の女性の労働力率は、20～54歳まで横ばいでM字カーブがほとんど見られません。平成27年と比較すると、ほとんどの年齢層で数値は高くなっています。

また、全国・熊本県と比較すると、全国より高い数値となっており、30～64歳までは県とおおよそ変わりませんが、65歳以降は全国、県より緩やかに低下し、80～84歳では4.3%と下回っています。

■女性の就労状況



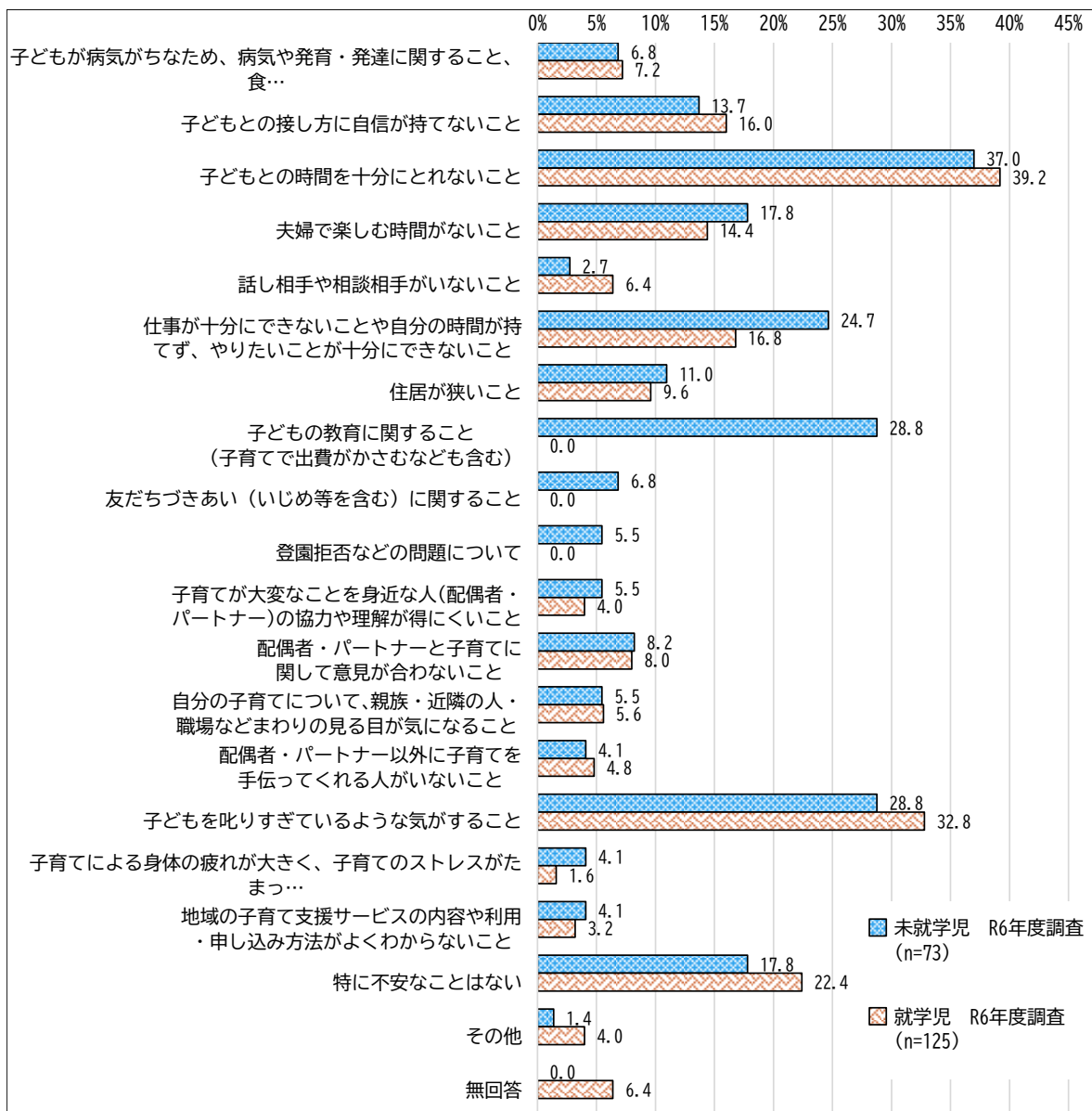
資料：国勢調査

2. アンケート調査結果から見える子どもと家庭を取り巻く状況

(1) 子育てに関する不安や悩みについて（複数回答）

未就学児においては、「子どもとの時間を十分にとれないこと」(37.0%)が最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がすること」(28.8%)となっています。

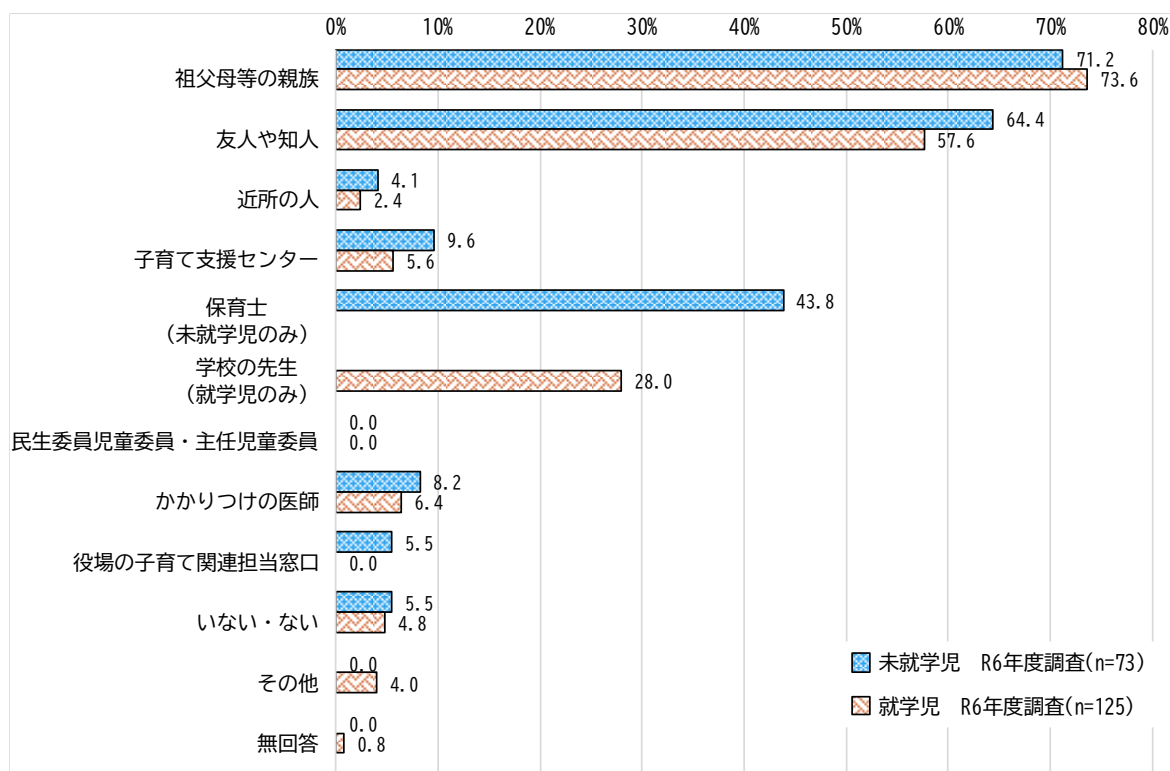
就学児においては、「子どもとの時間を十分にとれないこと」(39.2%)が最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がすること」(32.8%)となっています。



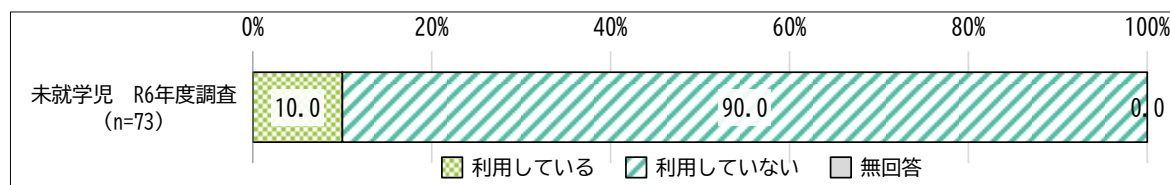
(2) 子育てに関する相談先について（複数回答）

未就学児においては、「祖父母等の親族」（71.2%）が最も高く、次いで「友人や知人」（64.4%）となっています。

就学児においては、「祖父母等の親族」（73.6%）が最も高く、次いで「友人や知人」（57.6%）となっています。



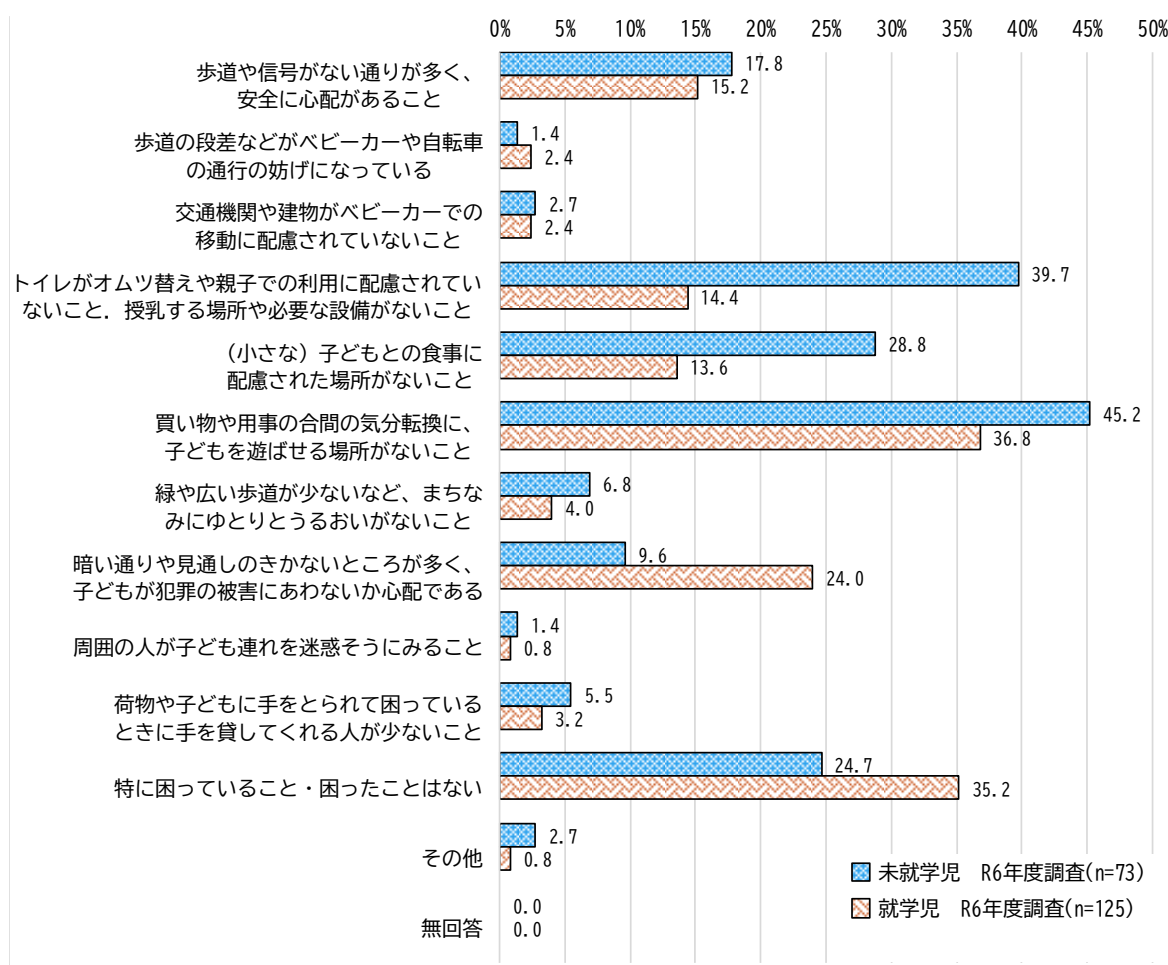
子育て支援センターの利用においては、「利用している」（10.0%）「利用していない」（90.0%）となっています。



(3) 外出の際の困りごと

未就学児においては、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」(45.2%) が最も高く、次いで「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」(39.7%) となっています。

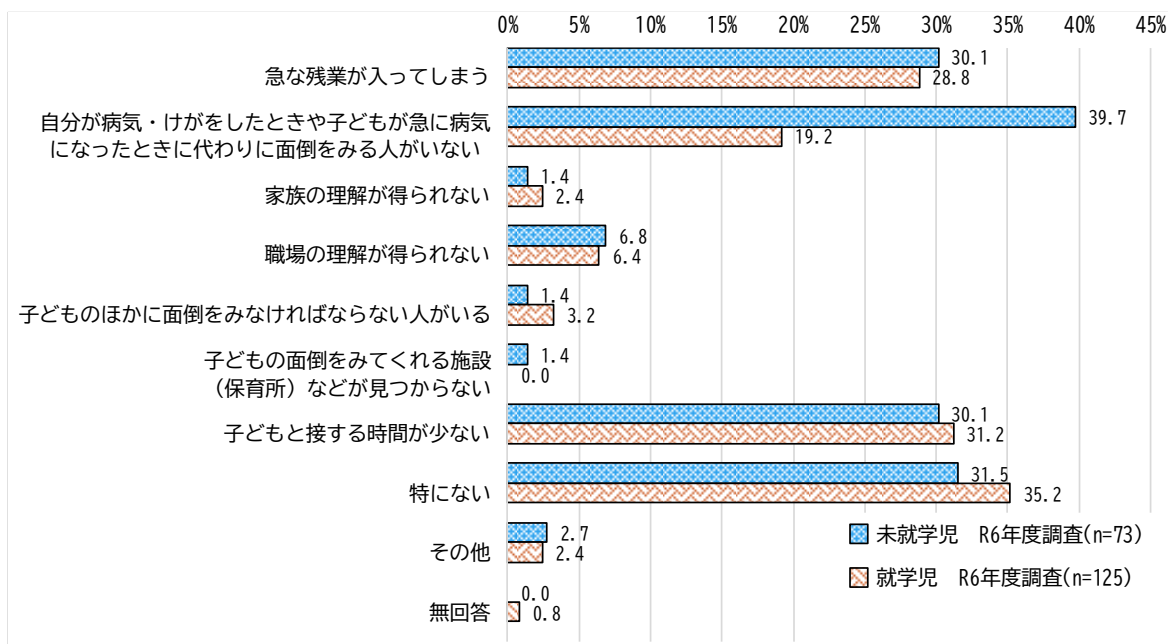
就学児においては、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」(36.8%) が最も高く、次いで「特に困っていること・困ったことはない」(35.2%) となっています。



(4) 仕事と子育てを両立させるために必要だと思うこと

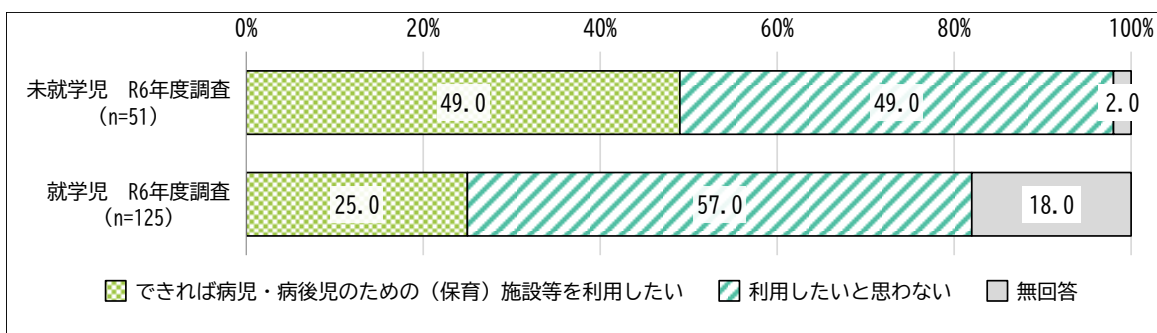
未就学児においては、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」(39.7%)が最も高く、次いで「特にない」(31.5%)、となっています。

就学児においては、「特にない」(31.5%)が最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」(30.1%)となっています。



病児・病後児のための保育施設等の利用希望では、未就学児においては、「できれば病児・病後児のための(保育)施設等を利用したい」「利用したいと思わない」がそれぞれ49.0%となっています。

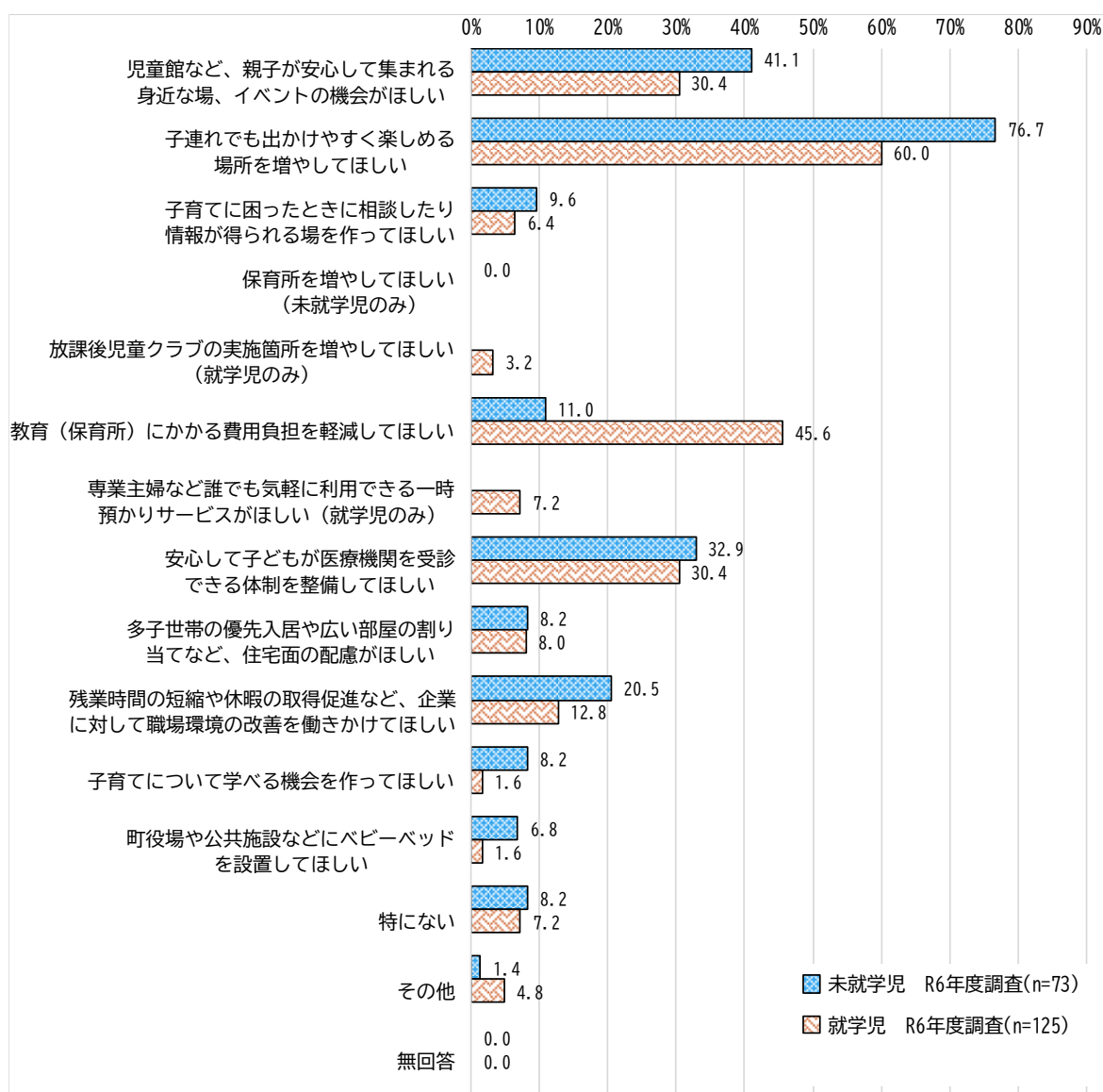
就学児においては、「利用したいと思わない」(57.0%)が最も高く、次いで「できれば病児・病後児のための(保育)施設等を利用したい」(25.0%)となっています。



(5) 本町で充実を図ってほしい子育て支援策（複数回答）

未就学児においては、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（76.7%）が最も高く、次いで「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」（41.1%）となっています。

就学児においては、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（60.0%）が最も高く、次いで「教育（保育所）にかかる費用負担を軽減してほしい」（45.6%）となっています。

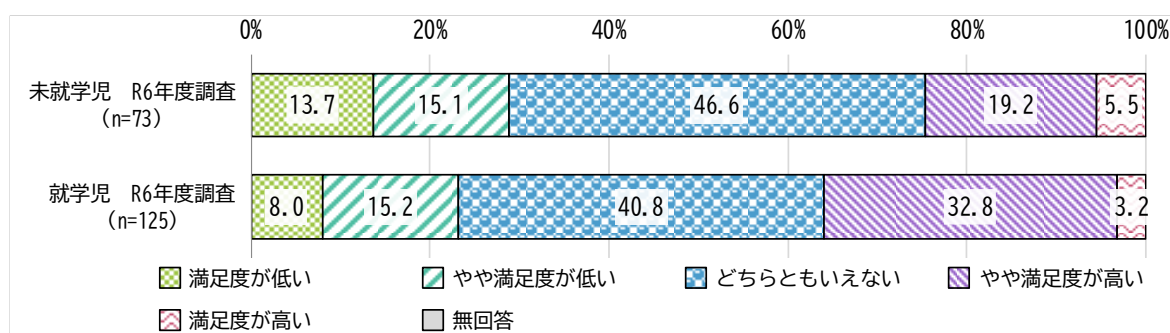


(6) 子育て環境や支援への満足度

満足度については、5段階（満足度1：満足度が低い、満足度5：満足度が高い）で回答いただきました。

未就学児においては、「満足していない」（「満足度1」「満足度2」の合計）は28.8%、「満足している」（「満足度4」「満足度5」の合計）は24.7%となっています。

就学児においては、「満足していない」（「満足度1」「満足度2」の合計）は23.2%、「満足している」（「満足度4」「満足度5」の合計）は36.0%となっています。



●アンケート結果分析の総括

1. 子どもの育ちをめぐる環境について

未就学児、就学児のどちらも「子どもとの時間を十分にとれないこと」「子どもを叱りすぎているような気がする」となっています。また、外出の際の困りごとでは「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が最も高くなっています。子どもと接する時間、保護者自身の時間の確保が困難となるライフスタイルは、育児ストレスを抱えてしまう可能性があります。

子育ての相談先については、親族や友人等子どもにとっても身近な方が多くなっており、子育て支援センターや行政等は低い傾向にあります。専門的な知識・技術等の支援や関連施設の利用により、子育て世帯の更なる負担軽減につながると考えられます。

2. 今後の苓北町の子ども施策の課題

仕事と子育てを両立させるために必要なことについて、「特になし」が高くなっていますが、未就学児においては、保護者や子どもの急病時への対応や仕事の急な残業など、急を要する場面での支援の必要性があります。また、子育て世帯の多くが子どもとの時間を共有できる場の提供を求めており、保護者と子どものみならず、地域の保護者間の交流を含めた施策の充実が必要です。

環境、支援面への満足度は、未就学児では「満足していない」が高く、就学児では「満足している」が高くなっています。未就学児と就学児の違いは各年齢層のニーズの違いやサービスの質から生じていることが考えられます。

●分析に基づいた次期計画への志向

(1) 子育て家庭を取り巻く生活環境に関すること

晩婚化、核家族化の進行、人口減少等により、子育てをする世帯の環境は大きく変化していると考えられます。このため、子育てに対する不安を持つ家庭や相談が気軽に出来ない家庭等が孤立しないように情報の周知、相談しやすい体制づくりを充実させる必要があります。

(2) 保護者の就労に関すること

保護者の働き方は、共働きが増加するなど多様化してきていることから、保護者のニーズを的確に把握したうえでの幼児教育・保育施設の量と質の確保が求められています。また、子育て世帯への柔軟な働き方に関し、企業や雇用主に対してワーク・ライフ・バランスの更なる周知・啓発の必要があると考えられます。

(3) 教育・保育の利用に関すること

両親の共働きなど全国的に保育のニーズが高くなっており、受け皿の確保については、状況に応じて検討する必要があります。教育・保育施設の働きやすい環境整備するには職員の増員が必要である等、保育士不足の問題があります。また、教育・保育施設と小学校との連携については、より連携を効果的に行うため、連携体制についての検討も今後は必要になります。

(4) 地域における子育て支援事業に関すること

苓北町では子育て支援センターを設置し、専門的な知識・技術等の支援や関連施設の利用により、子育て世帯の更なる負担軽減を図っています。しかし、アンケート調査でのセンターの利用は1割程度となっており、センター利用の周知・啓発が今後必要になります。さらに、地域の特性やニーズに合わせた子ども、保護者と保護者同士の交流の場やイベントの検討も必要です。

(5) 親子が健やかな成長を支える保健・医療に関すること

病児・病後児の対応については、地域の実情等も踏まえ、保護者に負担がかからないように検討する必要があります。

(6) 支援体制（相談等）に関すること

子育ての悩みについては、子どもの成長段階や家庭環境、家族構成等によって変わるため、各家庭のニーズに合わせた対応をする必要があります。気軽に相談できる体制整備が構築されると育児に不安を抱えた人の早期発見や児童虐待の未然防止につながると考えられます。苓北町では、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に有した相談・支援機関として、令和6年度に「苓北町こども家庭センター」を開設しておりますが、今後は、相談対応にあたる職員向けの研修等も必要になってくると考えられます。

3. 第2期苓北町子ども・子育て支援事業計画の実績

令和2年度からの第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況は次のとおりとなっています。

(1) 教育・保育の実施状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	計画	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0
2号認定	計画	183	152	152	152	152
	実績	154	118	108	91	95
3号認定	計画	138	119	119	119	119
	実績	94	96	81	80	58
合計	計画	321	271	271	271	271
	実績	248	214	189	171	153

各年4月1日現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

事業名			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①地域子育て支援拠点事業	(人日)	計画値	1,917	1,802	1,687	1,572	1,457
		実績値	1,170	641	1,385	1,339	1,390
②妊婦健診	(人)	計画値	72	70	68	67	66
		実績値	32	28	17	16	12
③乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	(人)	計画値	30	28	26	24	22
		実績値	31	21	27	9	16
④時間外保育事業(延長保育事業)	(人)	計画値	250	245	240	235	230
		実績値	93	91	60	75	70
⑤放課後児童クラブ	(人)	計画値	178	174	179	165	133
		実績値	179	156	155	128	140

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

計画の基本的な考え方については、「苓北町第7次振興計画」の将来像である『豊かな自然と暮らしを未来へとつなげるまち 苓北 ～まちの魅力を守り、伸ばし、発信していく～』の実現に向けて、子どもとその保護者の視点に立ち、「子どもの最善の利益」の実現と未来への投資を目指し、目標を住民や関係者と共有しながら総合的かつ計画的に推進していくことを目的に策定するものです。

本町では、子育ては「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、支え合いの仕組みを構築することを目指した第3期苓北町子ども・子育て支援事業計画において「**地域と支えあう 安心できる子育てのまち れいほく**」を基本理念として掲げ、サービスの供給体制の確保に努めるとともに、様々な施策を推進しています。

本計画では、その基本的な考え方を継承しつつ、こども大綱の基本的方向を踏まえ、以下の基本理念を定めます。

**地域と支えあう
安心できる子育てのまち れいほく**

近年の全国的な少子化の加速、世帯構造や経済状況の変化に加え、子育て家庭環境にもいじめや不登校、児童虐待、子どもの貧困やヤングケアラーなど問題は深刻化しています。

本町では、地域との連携を密にし、子育て世帯とともに子どもの健やかな成長を支えあい、安心してこの町で子どもを産み、子育てしたいと思えるよう、自分の生まれ育った町に誇りを持ち、町で育った子どもが、再びこの町で子どもを産み、育てたいと思えるまちづくりを目指し、子どもの声や子育て家庭の要望を反映できるよう、行政と町民が一体化した推進体制を構築することや、関係機関やボランティア団体などと密に連携した協働体制の確立に努めます。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 子どもの健やかな成長を育む環境づくり

妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実を図るとともに、良質かつ適切な教育・保育・子育て支援を総合的に提供します。

本町では、子育てについての第一義的な責任は保護者が有するという基本認識を前提としつつ、子どもの特性に応じて、ライフステージに応じた健診や相談支援体制の整備、その保護者への相談・指導・情報提供体制の充実を図ります。

また、乳幼児期における就労形態やニーズの多様化等に対応する保育サービスの充実を図るほか、幼児教育・保育の質の確保及び向上のための取組に努めます。学校教育においても町の特色を生かした学習や地域とのふれあい、郷土歴史の研究など町独自の教育による苓北町を大切にすることを育む教育や、調和のとれた一人の人間として、将来にむけ自己を確立するために、自ら考え判断する力や、豊かな人間性、健康と体力を備えた生きる力、個性や創造性を発揮する力を、家庭、行政、学校、保育所、地域、事業者が相互に連携・協力し、社会全体で育む環境づくりを推進します。

基本目標2 地域における子育て支援

子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、親としての成長を支援します。

子育て等に関する様々な悩みや不安を解消し、子育ての孤立化を防ぐため、情報提供や相談支援、親同士の交流や仲間づくりの支援等、安心して子育てするための支援の充実を図ります。

また、妊娠期、産前産後の方への相談体制の充実、子育て家庭への訪問による相談・支援等を行い、各子育て家庭環境の状況に応じたニーズや課題の収集を行い、支援が円滑に行えるよう各協力機関との連携を図ります。

基本目標3 安心・安全な子育て環境の整備

子どもの安全と安心して子育てできる子育て環境の整備に努めます。

子育てと仕事の両立を支援するため、多様な働き方の実現や働き方の見直しを促すような取組に努めます。

また、国・県・近隣市と連携した、医療体制の確保や専門的な支援を要する児童に対応できる相談支援体制の確立など、すべての子育て家庭を視野に入れた支援体制の確立が求められています。

第4章 教育・保育給付及び地域子ども子育て支援事業の提供体制

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方及び本町における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ① 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
- ② 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や施設数は適切な規模か	●居宅より容易に移動することが可能か
●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か	●区域内で事業の確保が可能か
●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 保育の必要性の認定について

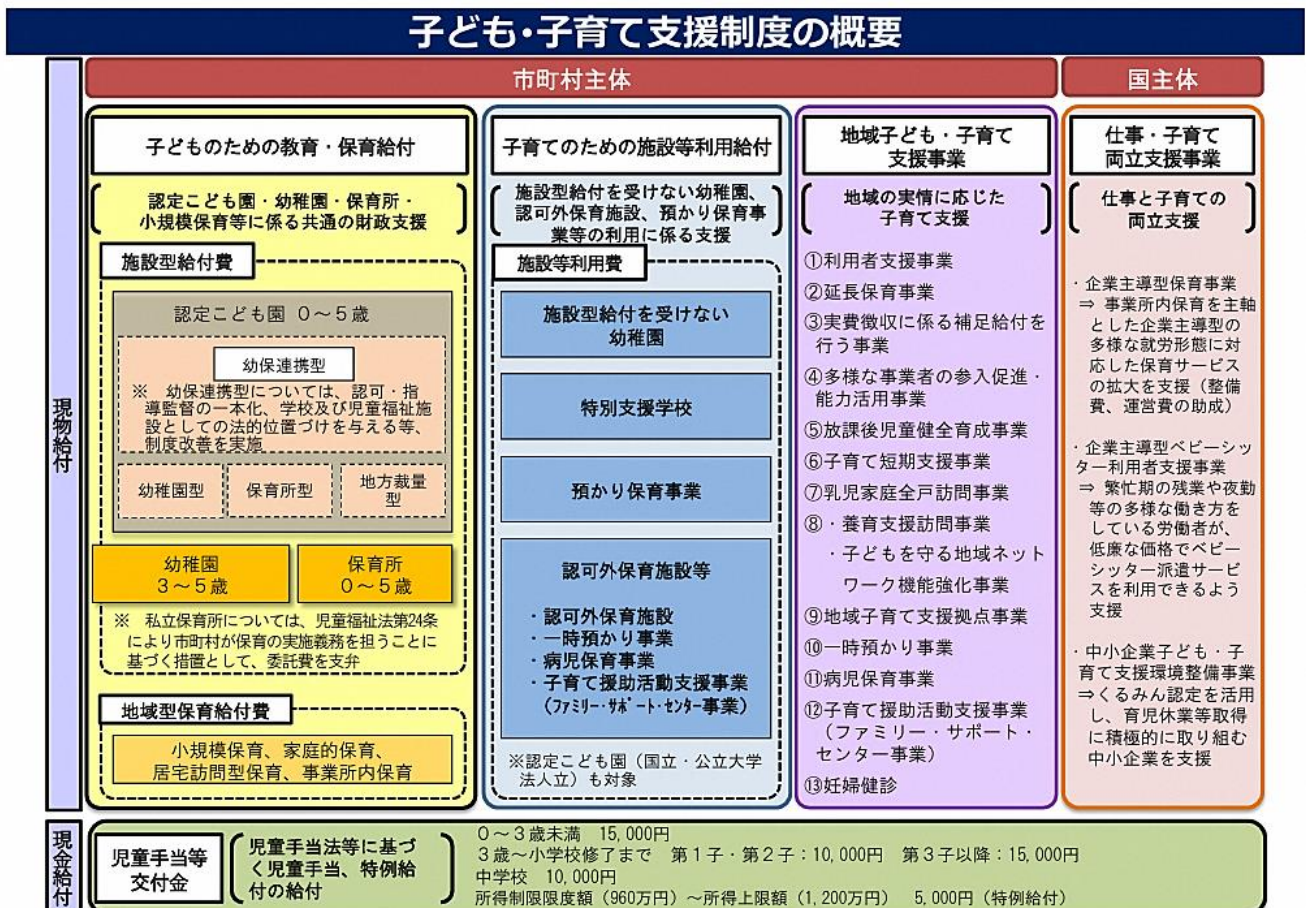
子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

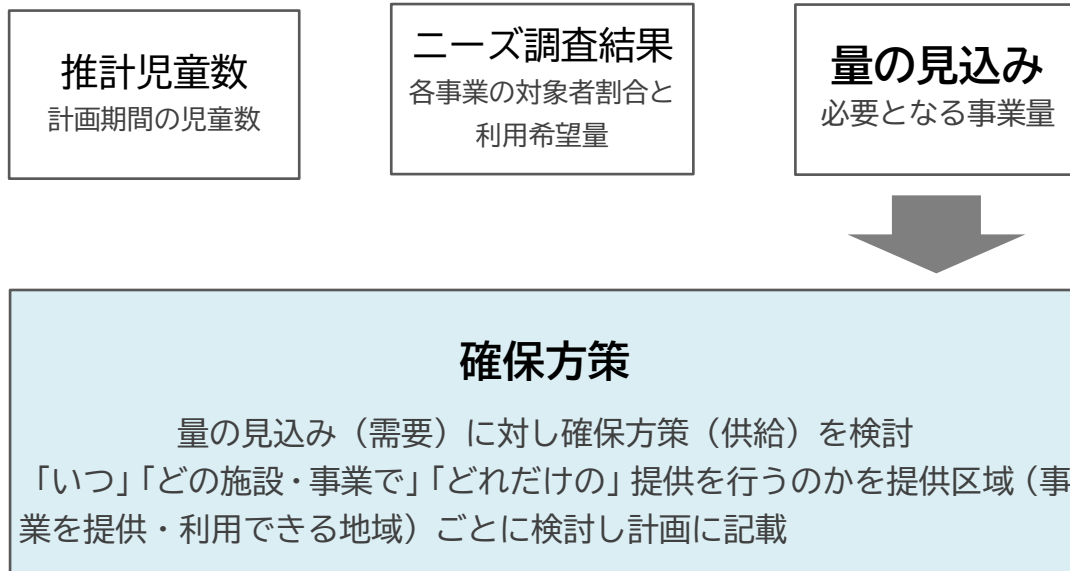
支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

【子育て支援の「給付」と事業の全体像】



(2) 量の見込みと確保方策の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。



【提供体制、確保方策の具体的な考え方】

- 保育園（所）において、計画期間中に待機児童が発生することがないように、教育・保育の提供を行います。
- 広域利用の希望については、近隣市と連携を取り、適切に対応します。
- 計画期間中の1号認定の利用希望については、広域利用による委託で対応します。
- 他市町村からの広域利用の受託依頼については、施設と連携し調整を図りながら、適切に対応します。
- 外国人の親を持つ幼児や帰国子女など、外国につながる幼児が教育・保育を利用する場合には、関係各課や施設と連携、調整し、適切な教育・保育を提供できるように努めます。

(3) 量の見込みと確保方策について

[特定教育・保育事業]

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3~5歳	3~5歳	2歳	1歳	0歳	3~5歳	3~5歳	2歳	1歳	0歳
①量の見込み		0	77	59			0	83	49		
		0	77	30	11	18	0	83	11	18	20
②確保方策	幼稚園	0					0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0					0				
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	0		0	0	0	0
	保育所		98	40	20	22		105	25	25	25
	地域型保育事業			0	0	0			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	0		0	0	0	0
	広域利用による委託	0	0	1			0	1	1		
	合計	0	98	83			0	106	76		
③他自治体からの受入児童分		0	12	7			0	15	7		
過不足（②-①-③）		0	9	17			0	8	20		

		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3~5歳	3~5歳	2歳	1歳	0歳	3~5歳	3~5歳	2歳	1歳	0歳
①量の見込み		0	63	63			0	59	75		
		0	63	18	20	25	0	59	20	25	30
②確保方策	幼稚園	0					0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0					0				
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	0		0	0	0	0
	保育所		100	25	25	30		90	25	30	35
	地域型保育事業			0	0	0			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	0		0	0	0	0
	広域利用による委託	0	1	1			0	1	1		
	合計	0	101	81			0	91	91		
③他自治体からの受入児童分		0	17	7			0	16	6		
過不足（②-①-③）		0	21	11			0	16	10		

		令和11年度				
		1号	2号	3号		
		3~5歳	3~5歳	2歳	1歳	0歳
①量の見込み		0	49	90		
		0	49	25	30	35
②確保方策	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）		0	0	0	0
	保育所		75	30	35	40
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	0	0	0
	広域利用による委託	0	1	0		
	合計	0	76	105		
③他自治体からの受入児童分		0	13	4		
過不足（②-①-③）		0	14	11		

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者が、保育園・認定こども園等での保育や教育、一時預かり、放課後児童クラブなどの地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所でコーディネーターによる情報提供・紹介を行う事業です。

「基本型」、「特定型」、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に有する「こども家庭センター型」の3種類があります。

苓北町では、令和6年度に「苓北町こども家庭センター」を開設し、センター長（福祉保健課長が兼務）以下、社会福祉士、保健師等専門職員を配置し、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に有した相談・支援機関として、妊娠期からお子さんが成人する（18歳）までの子育て期のご家族に一貫して寄り添います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

(単位:人/回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,475	1,683	1,891	2,099	2,307
② 確保方策	1,475	1,683	1,891	2,099	2,307

(※人/回：年間の延べ利用者数)

【確保の内容】

地域子育て支援拠点事業は現在、苓北町新ふれあい館内で苓北町社会福祉協議会への委託により実施しています。

平日は毎日開設し、令和6年度からは月に1回の土曜開所日も設定しています。

専門スタッフが常駐しているため、多くの保護者と乳児・児童が利用しており、町内の子育て中の保護者の拠り所となっています。

令和7年度以降も、利用者支援を含めた相談体制の充実を図り、サービスの質の強化を推進していきます。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

(単位:人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	25	30	35	40	45
② 確保方策	25	30	35	40	45

【確保の内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査について、妊娠中に異常の早期発見・早期治療をすることで安心した出産ができるように、県医師会と契約し、対象医療機関で妊婦健診を行う場合には妊婦健康診査14回分の検査料の補助を行います。

令和7年度以降も継続して補助事業を行っていきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業で、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

② 養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、その保護者において、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	20	25	30	35	40
② 確保方策	20	25	30	35	40

【確保の内容】

新生児及び乳児を町の保健師が個別訪問し、家庭の状況や成長の様子を確認すると共に、予防接種の説明や子育てに対する様々なアドバイスを行います。同様に、養育支援が必要となっている家庭に対しても個別訪問を行い、助言・相談により養育環境の改善や養育力の向上を目指します。

令和7年度以降も継続して事業を進めていきます。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が病気・疲労、仕事などの理由により家庭においてこどもを養育することが困難となった場合、児童養護施設等で子どもを一時的に預かり、必要な保護を行います。

今後は利用ニーズ等を踏まえて実施を検討します。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

仕事と家庭の両立及び子育てを支援するため、子どもを預かってほしい人（依頼会員）と子どもを預かることができる人（協力会員）とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。

今後は利用ニーズ等を踏まえて実施を検討します。

(7) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町の現状として、保護者のリフレッシュや緊急時の保育等については、現在、認可保育所6施設での自主事業及び子育て支援センターで実施されており、保護者のニーズに対応できています。

また、ある程度の期間を要する一時的な保育ニーズに関しては、通常保育で対応しています。

今後においても、各認可保育所の自主事業、子育て支援センター及び通常保育で対応することとし、計画期間中に利用希望があった場合は適切に対応します。

(8) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育所等において保育を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

(単位:人/年)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	64	61	65	67	83
② 確保方策	64	61	65	67	83

(※人/年：年間の利用実人数)

【確保の内容】

保育所の11時間の開所時間の前後で、さらに30分以上、保育所の開所時間を延長して行う延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化による需要に対応するため、今後も継続的に実施していきます。

(9) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは事業のための専用施設で、一時的に保育する事業です。

今後は利用ニーズ等を踏まえて実施を検討します。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

(単位：クラブ数、人数/1日あたり)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	合計（人数）	123	113	101	98	81
	1年生	28	34	23	34	10
	2年生	49	32	38	26	38
	3年生	18	26	17	20	14
	4年生	13	8	13	8	10
	5年生	6	6	4	6	4
	6年生	8	7	6	4	6
②確保 方策	クラブ数	6	6	6	6	6
	人数	123	113	101	98	81

(※人/年：1日の利用実人数)

【確保の内容】

町内の私立保育園に併設する6か所の放課後児童クラブで実施しています。
 今後は、児童数の減少に伴い利用者数も減る見込みですが、令和7年度以降も現在の6か所に対応していきます。

(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後はニーズにあわせて実施を検討します。

(12) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や特定教育・保育施設等を利用する一定程度以下の所得の多子世帯の経済的負担の軽減などを図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を確保する事業です。

地域の教育・保育施設等の事業者の状況や子育て世帯のニーズ等を十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。

児童福祉法改正による新事業

(13) 子育て世帯訪問支援事業（新規）

家事や育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦やヤングケアラーなどがある家庭に、訪問支援員を派遣して、家事や育児の支援をします（苓北町子育て世帯訪問支援事業、通称ママ・パパサポート）。

■量の見込みと確保方策

（単位：人日）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	50	65	80	95	110
② 確保方策	50	65	80	95	110

（※人日：年間の利用人数×利用日数）

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

(14) 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

今後は利用ニーズ等を踏まえて実施を検討します。

(15) 親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

今後は利用ニーズ等を踏まえて実施を検討します。

子ども・子育て支援法改正による新事業「新規3事業」

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

(単位：回)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	妊娠届出数	妊娠届出数	妊娠届出数	妊娠届出数	妊娠届出数
	25	30	35	40	45
	1組当たり 面談回数	1組当たり 面談回数	1組当たり 面談回数	1組当たり 面談回数	1組当たり 面談回数
	2	2	2	2	2
	面談実施 合計回数	面談実施 合計回数	面談実施 合計回数	面談実施 合計回数	面談実施 合計回数
	50	60	70	80	90
② 確保の内容 (こども家庭センター)	25	30	35	40	45
② 確保方策 (上記以外で業務委託) 子宝島あまくさ助産師会	25	30	35	40	45

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度（仮称））

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できることを目的とする事業です。

■量の見込みと確保方策

（単位：人日）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	量の見込み （延べ人数）	—	1	1	1	1
	確保の内容 （延べ人数）	—	1	1	1	1
1歳児	量の見込み （延べ人数）	—	1	1	1	1
	確保の内容 （延べ人数）	—	1	1	1	1
2歳児	量の見込み （延べ人数）	—	1	1	1	1
	確保の内容 （延べ人数）	—	1	1	1	1

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

(18) 産後ケア事業

助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする事業です。

■量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	210	260	310	360	410
②確保方策	210	260	310	360	410

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

4. 「放課後児童対策パッケージ」に基づく市町村行動計画

(1) 放課後児童対策パッケージの目的

子どもが保育所等から小学校に進学する際、保育所と比べると放課後児童クラブの開所時間が短いため、仕事と育児の両立が難しくなる事を「小1の壁」といいます。

国では、「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、平成26年度に「放課後子ども総合プラン」、平成30年度に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、受け皿の整備など放課後児童対策を推進してきました。

しかし、令和5年度末をもって「新・放課後子ども総合プラン」は終了することとなり、こども家庭庁と文部科学省では、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、取組を進めています。

このパッケージでは、市町村においても、新プランでの理念や掲げた目標等を踏まえつつ、待機児童等の喫緊の課題を解決するためにも、本パッケージを活用し、県、市町村と国が連携し、「こどもまんなか」の放課後を推進しています。

(2) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備等していく必要があります。本町では現在、放課後児童クラブ6か所を実施しています。今後も、実施内容や体制面など含めて検討します。

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後児童クラブ	6	6	6	6	6

(3) 特別な配慮を必要とする児童への対応

子ども一人ひとりの個性やニーズを把握し、集団活動のメリットを生かしながら、適切な支援を行うことができるよう、指導員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、指導に一貫性が確保されるよう努めます。

(4) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容に関する、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブの育成支援内容については、ホームページやリーフレット、広報等を活用し、利用者や利用を検討している保護者、地域住民等に周知し、地域に根差した放課後児童クラブの運営を目指します。

5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園について

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることとなります。

幼保連携型※	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所が、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、幼稚園的機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※幼保連携型は、「子ども・子育て支援新制度」においては、学校及び児童福祉施設としての新たな認可施設の位置付けになります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、その必要性は高いものであると考えられます。

なお、認定こども園制度は平成18年度から実施されていますが、保護者にとってその具体的な内容についての認知度はいまだに低いことから、「子ども・子育て支援新制度」に基づき保護者が適切な施設を選択できるよう、その周知にも努めていきます。

(2) 教育・保育施設等の相互の連携や小学校等との連携の推進

教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、町と教育・保育施設、その他の子ども・子育て支援を行うものが相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、教育・保育施設と小学校等との連携についても、小1プロブレム※や中1ギャップ※といった学校間の段差を少なくし、円滑な就学が出来るよう、取り組んでいきます。

※「小1プロブレム」

小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。これまでは1か月程度で落ち着くと言われていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育との関連や保護者の養育態度が注目され始めた。

※「中1ギャップ」

小学生から中学1年生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加するという現象。ギャップの典型例として、コミュニケーションの苦手な生徒が小学校時の友人や教師の支えを失う「喪失不安増大型」、小学校でリーダーとして活躍していた生徒が中学校で自己有用感を感じられなくなってしまう「自己発揮機会喪失ストレス蓄積型」があると言われている。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

具体的には、施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等に対しても必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

7. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保

(1) 産後・育児休業者の現状

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう途中で育児休業を切り上げるケースや、年度当初に申込みをする状況が見られます。年度途中で入所を希望しても保育士不足等により受け入れる基準が満たされずに対応できないといった事例があり、課題となっています。

(2) 円滑な利用の提供に向けた確保策

0歳児については、女性の労働状況の変化や核家族化により、保育量の拡充が求められています。また、育児休業後の復帰による1歳児の保育量の確保も必要です。

幼児教育・保育の二歳量確保は、民間と連携しながら展開していくべき子育て支援の重要な施策です。

一方で、0歳児と1歳児の受入れを増やすことは、民間事業者の経営効率による運営の安定の観点とは相反する面もあることから、保育所の役割や意義を確認しながら利用定員の設定を行います。利用を希望する保護者が、希望する時期から質の高い保育を利用できる環境を整えることを官民協働の目標とし、保育量の確保を図ります。

8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携

(1) 子どもの虐待防止対策の充実

養育に問題を抱え、支援を必要とする家庭を早期に把握するため、民生児童委員をはじめとした地域住民との連携を強化し、子どもの虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、日頃から関係機関との連携を強化し、密接な情報の共有を図ります。

① 関係機関との連携及び相談体制の強化

子ども・子育てに関する切れ目のない相談体制確立のため、行政、保育・教育施設及びその他関係機関と連携して、子どもに関わる相談に対応していきます。また、子どもの問題、家庭の問題の解消を目指し、安定した家庭で育ち、安心して社会生活を送ることができるよう相談体制の強化に努めます。

「苓北町要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議、ケース会議を開催し、情報の共有化を図り、虐待事例の検討をはじめ、要保護・要支援児童に組織的に対応するため、関係機関の専門性を有する職員と連携を図るとともに、熊本県等が実施する研修会等に積極的な参加を促し調整機関職員のスキルアップに努め、体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所等へ速やかに通知を行うほか、適切に援助を求めつつ、相互協力と連携強化を図ります。

② 発生予防、早期発見、早期対応等

子どもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

また、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

令和元年12月から、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の通話料が無料化され、これまで以上にいち早く通告・相談ができる体制整備がなされました。住民に対し児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を周知することで、地域で見守る仕組みづくりを強化します。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援では、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して熊本県が実施するひとり親家庭支援事業の充実を図り、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策を柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、育成医療費の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じて、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉スペクトラム症、学習障害（LD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）等の神経発達症のある子どもには、その状態に応じて、可能性を最大限に伸ばし、子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士など子どもを支援する職員の知識の習得や資質向上を図る必要があります。

そして、保護者が子どもの障がいを特性として受容できるよう、早期に適切な相談が受けられる体制整備を図るとともに、地域の理解が得られ家族が孤立することなく子育てを行えるよう、社会的理解を促す啓発活動の推進に努めます。

保育・教育施設等においては、円滑な支援の提供のため、受入れ環境及び体制を整えるとともに、受入れにあたっては、保護者、行政、保育・教育施設等の関係者と必要な支援等について共通理解を深めるため、十分な情報共有と合意形成を図ることが求められます。

9. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発をしていく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しについて、問題提起していきます。

10. 子ども・子育て支援施設整備の推進について

これまでは妊産婦・子育て世帯・子どもへのサポート体制として、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が役割分担して支援を提供していましたが、令和6年4月からは、新たに「苓北町こども家庭センター」として、母子保健と児童福祉の専門的な知識を有する保健師や社会福祉士が連携・協力し、妊娠期から子育て期にわたって、すべての家庭に寄り添いながら支援を行います。

第5章 計画の推進体制

1. 町民及び関係団体等との連携等

(1) 町民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政だけではなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、保育園をはじめ、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業、行政それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する町民の多様なニーズに対応するため、保育士等の子育てに関わる関係者だけではなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 町民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、町民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。

本計画について広報誌等により町民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、町民参加型のサービスの拡充など、地域による取組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに町民及び企業等の参加・参画を推進します。

2. 計画の進捗状況の管理・評価

(1) 計画の評価

本計画に基づく施策を推進するため、苓北町子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況や、実績等について点検・評価します。事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

(2) PDCAによる点検

行動計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを確立し、各年度において計画の実施状況を把握・点検、見直しを行います。

i) 計画する(Plan)

推進組織は、本計画を基盤として、町民や事業者からの意見を踏まえ、年次目標を設定し、年次実施計画を策定します。

ii) 実行する(Do)

事業の実施者は計画の基本理念に基づき、各種施策を展開していきます。進捗状況については、事務局が、把握して必要に応じて推進組織に報告、調整を行います。

iii) 点検する・評価する(Check)

推進組織は、実施した取り組みについて内容の把握と分析を行い、相対的な評価と各数値目標の達成状況を関係機関へ周知するとともに広く住民に公表して意見を募ります。

iv) 見直す・改善する(Action)

推進組織は、点検・評価結果に対して寄せられた意見について検討し、実施計画への反映と、必要に応じて計画の見直しを行います。

